安全報告書

2023

福井鉄道株式会社

目　　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２　輸送の安全に関する基本的な方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（１）　安全方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（２）　安全行動規範　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

３　安全重点目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（１）　輸送の安全に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（２）　目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

４　安全重点施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

（１）　輸送の安全に関する重点施策とその取組状況【２０２２年度】・・・・5

（２）　輸送の安全に関する重点施策【２０２３年度】・・・・・・・・・・・・6

５　輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制　・・・・・・・・・・・7

６　輸送の安全に関する教育および研修の実施状況　・・・・・・・・・・・・・8

７　内部監査の結果ならびにそれに基づき講じた措置　・・・・・・・・・・・・8

８　安全管理規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

９　安全統括管理者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

１０　事業用自動車の運転士、運行管理者、整備管理者・・・・・・・・・・・・9

１１　事業用自動車の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

１２　安全報告書への意見募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

別紙１　【事故に関する統計表】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

別紙２　【安全管理体制組織図】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12～17

別紙３　【事故、災害時に関する報告・連絡体制 】　・・・・・・・・・・・・・18

別紙４　【２０２２年度　教育・研修等写真 】　・・・・・・・・・・・・・・・19

安 全 報 告 書

1　はじめに

平素は福井鉄道をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

また、地域の皆様には、当社の鉄軌道事業、自動車事業の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社が運営しております鉄軌道事業、自動車事業にとりまして「安全の確保」は何よりも優先されるべきものであることは、毎年この場を借りて申し上げているところであり、本年もお客様に安心してご利用いただけるよう、安全性の向上に取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は3年間にわたり、交通事業者として大きく影響を受けましたが、安全・安心のサービスを地域のお客様に提供していけるよう輸送体制の確保を行うほか、引き続き、安全衛生、健康管理に対する取り組みを進めてまいります。

この報告書は、輸送の安全確保のための安全対策、取り組みを広くご理解頂くために公表するものであります。

今後、より一層輸送の安全への取り組みを充実させるため、皆様からのご意見・ご感想をお寄せ頂ければ幸いです。

福井鉄道株式会社

代表取締役社長　村田治夫

2　輸送の安全に関する基本的な方針

安全方針

(1)「安全の確保はすべての事業の根幹である」との認識のもと、「安全を最優先」し、「地域に親しまれ地域と共に歩む福鉄バス」を実現します。

(2)「安全対策に終わりはない」ことを念頭に、継続的な改善に取組み安全管理体制の向上を目指します。

(3) 関係法令・規程の遵守の徹底を図り、コンプライアンス体制を確立します。

(4) 従業員一人ひとりが「考え、変わり、行動する」ことにより、安全意識を高めていきます。

安全行動規範

(1) 一致団結して輸送の安全確保に努めます。

(2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。

(3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。

(4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをします。

(5) 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。

(6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。

(7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めます。

3　安全重点目標

(1)　輸送の安全に関する目標　【２０２２年度】

①　有責車内人身事故ゼロ

②　構内事故ゼロ

③　飲酒運転ゼロ

④　有責重大事故ゼロ（自動車事故報告規則第２条に定めるもの）

(2)　２０２２年度の目標の達成状況　【過去３年間の実績推移】

①　車内事故ゼロ

２０２０年度	２０２１年度	２０２２年度
0	0	1

２０２２年度の発生件数は１件となりました。

お客様の安全・安心のため急ブレーキ急ハンドルとならない安全運転の励行、及び、交差点では最徐行で進入する事を徹底すると共に車内マイクの活用を継続的に指導して参ります。

② 構内事故ゼロ

２０２０年度	２０２１年度	２０２２年度
1	5	2

２０２２年度の発生件数は２件となりました。

事故車両のドライブレコーダーを全乗務員が視聴し、事故原因、対策を各々に自ら考えさせるとともに、運行管理者の指導のもと緊張感を維持して漫然運転の防止に努めて参ります。

（②のうち）構内逆突事故ゼロ

２０２０年度	２０２１年度	２０２２年度
0	4	2

２０２２年度の発生件数は２件となりました。

後退時の確認の徹底を運行管理者が指導し事故防止に努めてまいります。

③ 飲酒検知器規定値違反ゼロ

２０２０年度	２０２１年度	２０２２年度
0	0	0

今後とも、運行管理者の厳格な点呼並びに社員教育により飲酒・酒気帯び運転の絶無に向けて厳格に取組んでまいります。

④ 事故に関する統計

別紙１　【事故に関する統計表】　参照

※自動車事故報告規則第２条に基づく国土交通大臣に届出が必要な事故の発生件数　２０２２年４月１日 ～ ２０２３年３月３１日・・・0件

(3) 輸送の安全に関する重点施策【２０２３年度】

① 有責車内事故ゼロ

② 構内事故ゼロ

③ 飲酒運転ゼロ

④ 有責重大事故ゼロ（自動車事故報告規則第２条に定めるもの）

4　安全重点施策

(1) 輸送の安全に関する重点施策とその取組み状況　【２０２２年度】

① 安全輸送意識の向上

お客様が「安心・安全・快適」にご利用頂くことを基本的理念として推進しました。

ア、輸送の安全確保、顧客満足度向上のため、添乗指導を強化しました。

イ、運行管理者向け講習の充実により、点呼の際の安全指導を強化しました。

ウ、接遇サービスの向上の為、全乗務員に対してマナー研修を実施しました。

エ、車内事故防止策を強化しました。

路線バス車内・・・着席案内シールの貼付、着席後発車を励行しました。

貸切バス車内・・・全席シートベルト装着シールを貼付しました。

全席シートベルト装着の車内アナウンスを実施しました。

オ、バス車内に、運転士一人ひとりの「私の安全宣言」を掲示しました。

② 設備面での安全対策の強化

高速バス　購入０台、　廃車３台

路線バス　購入２台、　廃車１台

貸切バス　購入１台、　廃車１台

ドライブレコーダーの導入

２０２３年3月３１日現在　　路線バス６１台　　貸切バス27台

③　内部監査の充実

ア、監査部による運輸安全マネジメントなどの内部監査を実施しました。

経営管理部門：２０２３年3月２７日

現業実施部門：２０２３年1月１９日～２３日

イ、監査部及び自動車事業本部による「添乗指導」を実施しました。

④　情報・連絡の徹底

ア、４回／年の現場長（所長）会議にて情報の共有及び指示事項を徹底しました。

イ、自動車部内の事故小委員会で事故内容を分析し,改善策の徹底を指示しました。

ウ、事故防止に繋げるため事例掲示による情報の共有を図りました。

・　ヒヤリ、ハット（運転士からの報告）

・　リスクマップ　（過去の事故発生箇所）

・　他山の石　　（他社の事故例）

エ、厳格な点呼の実施で、報告・連絡・指示・相談の充実を図りました。

⑤　教育・研修の充実

後記、「6　輸送の安全に関する教育および研修の実施状況」参照

⑥　職場の健康管理・労務管理の徹底

ア、乗務員の健康診断結果の確実なフォローと健康状態の把握に努めました。

イ、産業医による健康相談を積極的に実施しました。

ウ、休憩室等の改修による運転士の休養度向上に努めました。

エ、睡眠時無呼吸症候群予防の為の SAS 検査を実施しました。

(2) 輸送の安全に関する施策【２０２３度】

事故「０」及び更なる運送の安全確保に向け、２０２３年度は以下のとおり安全重点施策を定め、全社一丸となって取組んでまいります。

①　安全輸送意識の向上

輸送の安全の確保が最重要であるという意識を引き続き徹底し、お客様の安全確保を第一に考え、関係法令及び安全管理規定に定められた事項の遵守を徹底します。

ア、点呼、特に検酒・睡眠・健康チェックについては、詳細且つ確実に実施します。

イ、速度厳守、信号確認、右折・左折時の周囲確認を確実に実施します。

② 設備面での安全対策の強化

輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。

ア、計画的な車両の入替(購入・廃車)を実施します。

イ、車両不具合の早期発見と修理計画及び状況の見える化を実施します。

③ 内部監査の充実

監査部による安全に関する内部監査を引き続き実施し、必要な是正処置・予防処置を講じてまいります。

④ 情報・連絡の徹底

ア、四半期毎に現場長(所長会議)を開催し、情報の共有及び指示事項の徹底を図ります。

イ、事故防止に繋げるため、事例掲示による情報の共有を図ります。

・ヒヤリ、ハット（運転士からの報告）

・リスクマップ　（過去の事故発生箇所）

・他山の石　　（他社の事故例）

事故実例の解説

他山の石の掲示

ヒヤリハット掲示

ウ、厳格な点呼の実施で、報告・連絡・指示・充実を図ります。

⑤ 乗務員教育の充実・研修の充実

ア、部外講習へ積極的に参加します。

イ、年間教育による部内教育を実施します。

エ、DVD 等を活用した社員教育の充実を図ってまいります。

ウ、運行管理者講習による点呼指導の向上を図ってまいります。

行動計画に基づき実施してまいります。

⑥ 職場の健康管理・労務管理の徹底と環境づくり

ア、乗務員の健康診断結果の確実なフォローと健康状態の把握に努めます。

イ、産業医による健康相談を積極的、適宜的に実施します。

ウ、休憩室等の改修による運転士の休養度向上の推進を図ってまいります。

エ、睡眠時無呼吸症候群予防の為の SAS 検査を実施します。

5　輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙２　【安全管理体制組織図】　参照

別紙３　【事故、災害時に関する報告・連絡体制】　参照

6　輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

日　　付	内　　容	参加人数
４月１５日 他	整備管理者選任後講習	１３
８月１７日 他	運行管理者講習会	7
６月８～１０日	運行管理者基礎講習	1
８月 21～22 日	安全運転講習会（乗合コース）	2
10 月 17 ～18 日	運輸安全マネジメント講習	1
１２月２０～２１日	バス運転者講習会（福井地区）	２６
１月１２日	バス運転者講習会（敦賀地区）	
１月１３日	バス運転者講習会（越前地区）	
１月１６日他	マナー講習	１１４

7　内部監査の結果ならびにそれに基づき講じた措置

監査部において、安全管理体制の構築・改善における取組みの適合性および安全管理体制の有効性について内部監査を受けましたが、指摘された不適合はありませんでした。

8　安全管理規定

(1)「輸送の安全性向上」を図るべく安全管理規定を定めております。

(2)安全管理規定の主な内容

・輸送の安全を確保するための事業の運営の方針

・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(3)安全管理規定は別途添付

9　安全統括管理者

常務取締役（自動車事業本部長）惣宇利健善

10　事業用自動車の運転士、運行管理者および整備管理者

営業所名	運転士	運行管理者	同補助者	整備管理者	同補助者
福井営業所	22 名	笹川善博 他 1 名	小出正美 他 4 名	挺屋清幸	小出正美
嶺北営業所	46 名	内藤治和 他 2 名	鈴木信一 他 3 名	内藤治和	鈴木信一
かれい崎営所	2 名	宮川順次 他 1 名	水嶋常教 他 2 名	宮川順次	長田光央
嶺南営業所	17 名	木戸守　 他 1 名	橋本正和 他 3 名	木戸守	鎌屋崇史
小浜管理所	7 名	北畑敬一 他 1 名	太田浩史 他 2 名	北畑敬一	佐野義喜
合計	94 名	11 名	19 名	5 名	5 名

11　事業用自動車の配置状況

各営業所に下記の通り事業用自動車を配置しております。(単位：台)

	乗合	貸切	合計
福井営業所	19	1	20
嶺北営業所	21	19	40
かれい崎営業所	0	1	1
嶺南営業所	16	2	18
小浜管理所	5	4	9
合計	61	27	88

12　安全報告書への意見募集

安全報告書の内容や当社の取組みについてのご意見をお寄せください。

福井鉄道株式会社　自動車事業本部 住所　〒915－0802 福井県越前市北府２丁目５番20号 電 話 番 号　0778－21－0703 ＦＡＸ番号　0778－21－0704 営 業 時 間　8：15 ～ 17：00 ※土日祝日、年末年始は除きます。	**ホームページアドレス** http://www.fukutetsu.jp/ **メールアドレス** info@fukutetsu.jp

別紙１　【事故に関する統計表】　2022 年度

	他責	接触（相手車両外）	接触（相手車両有）	追突	逆突	重大事故	車内事故	人身事故	合計	飲酒検知違反
乗合	4	5	1	1	4		1		16	
貸切		2	1	2	2				7	
高速		1	1						2	
コミュニティ			1		1				2	
計	4	8	4	3	7	0	1	0	27	0

発生月	他責	接触（相手車両外）	接触（相手車両有）	追突	逆突	重大	車内事故	人身事故	計	飲酒検知違反
4月	1（乗合）	1（乗合）		1（乗合）					3	
5月	1（乗合）	1（貸切）			1（乗合）				3	
6月					1（貸切）				1	
7月		1（貸切）	1						1	
8月									0	
9月		1（乗合）	1（高速）	1（貸切）	2（貸切）				5	
10月			1（コミ）				1（乗合）		2	
11月		1（高速）	1（貸切）						2	
12月		1（乗合）							1	
1月	2（乗合）	2（乗合）			3（乗合）				7	
2月			1（乗合）		1（乗合）				2	
3月									0	0

別紙２　【安全管理体制組織図】

当社では令和５年４月に「安全管理規程」を改訂し、社長をトップとした安全管理組織を構築して運用しております。

安全管理体制組織図　（全体）

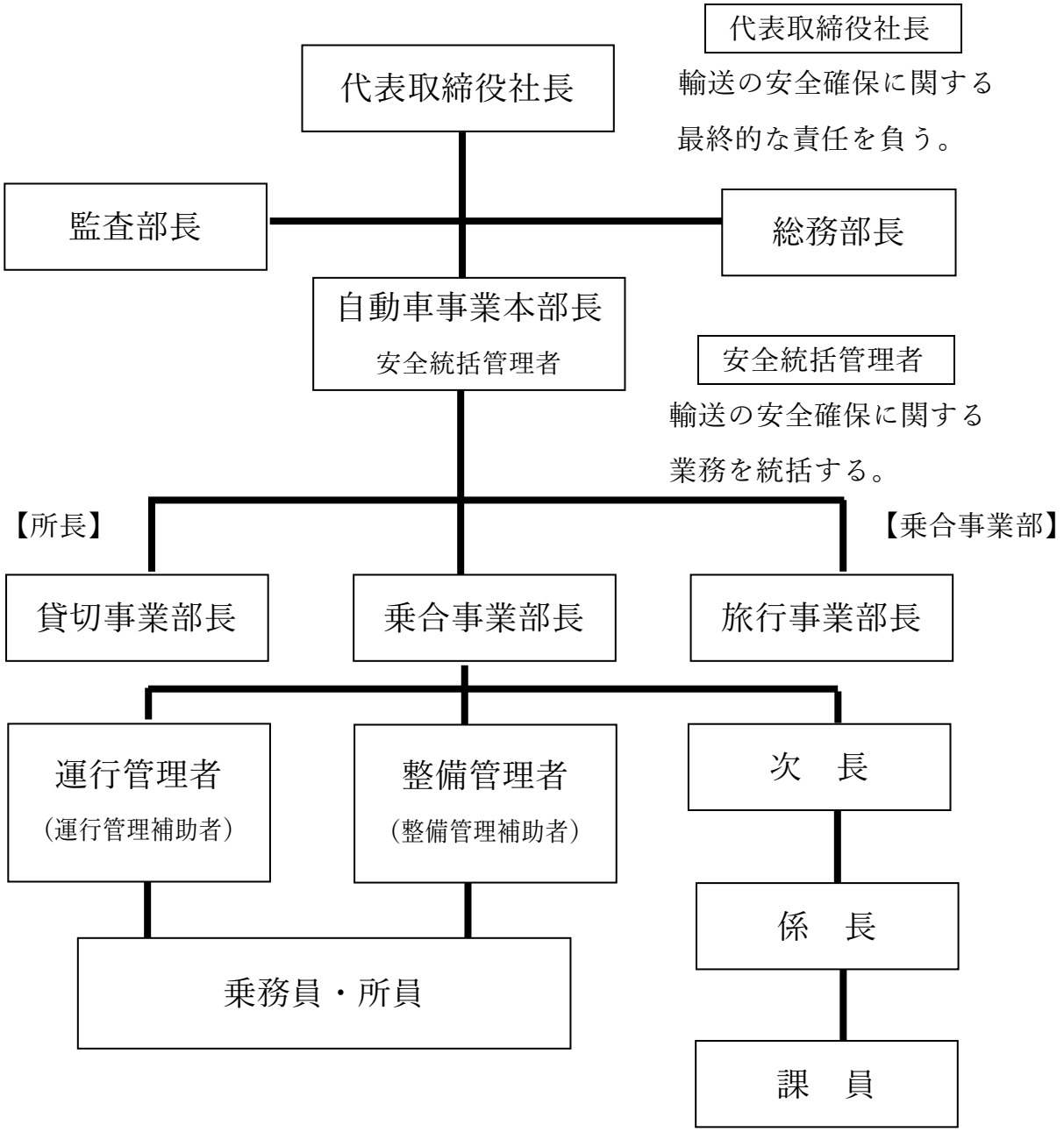

運行管理者…輸送の安全確保に関する事項 を事業者に代わり行う。

整備管理者…車両点検整備等を事業者に代り行い、事故を未然に防ぐ。

安全管理体制組織図（福井営業所）

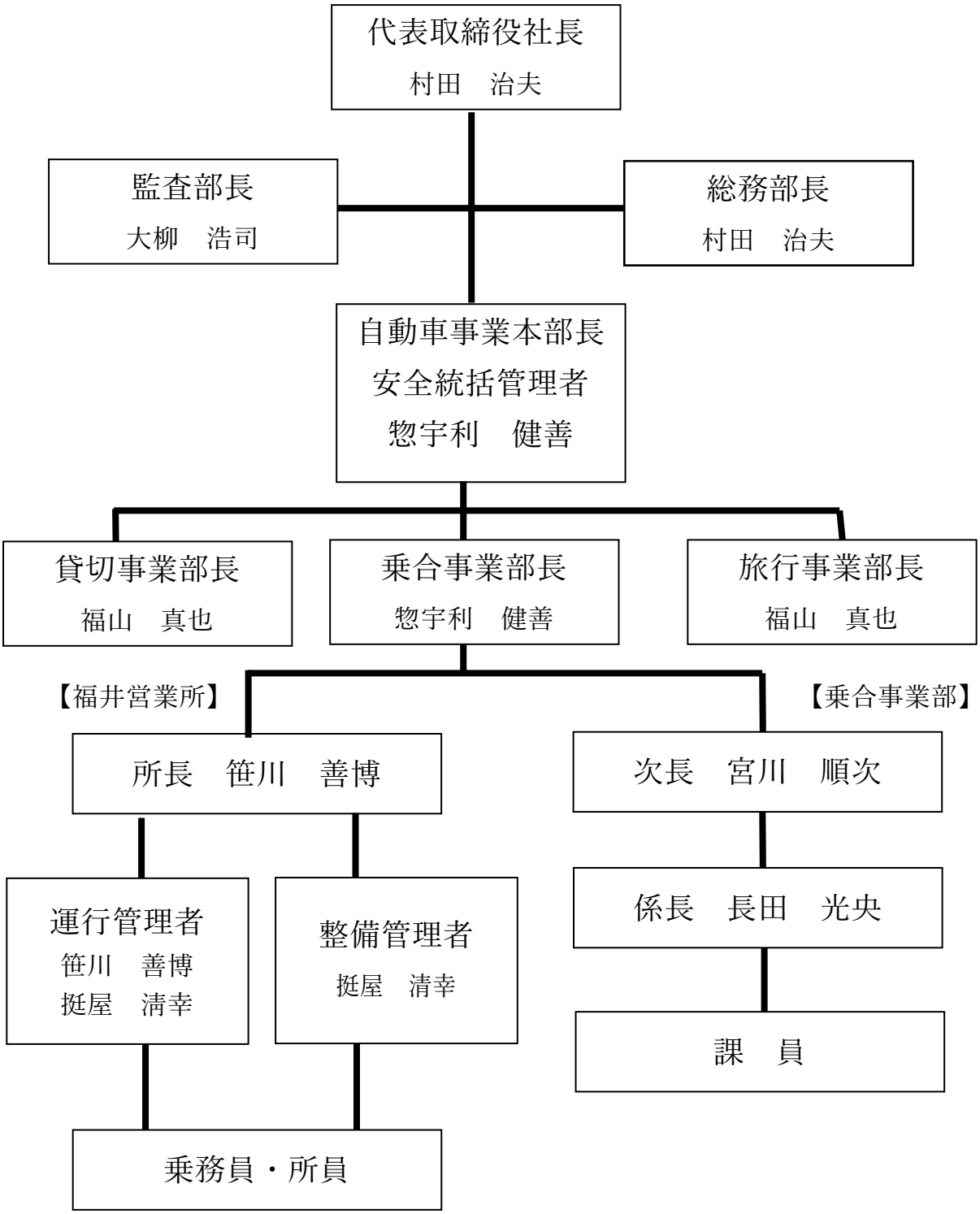

安全管理体制組織図（嶺北営業所）

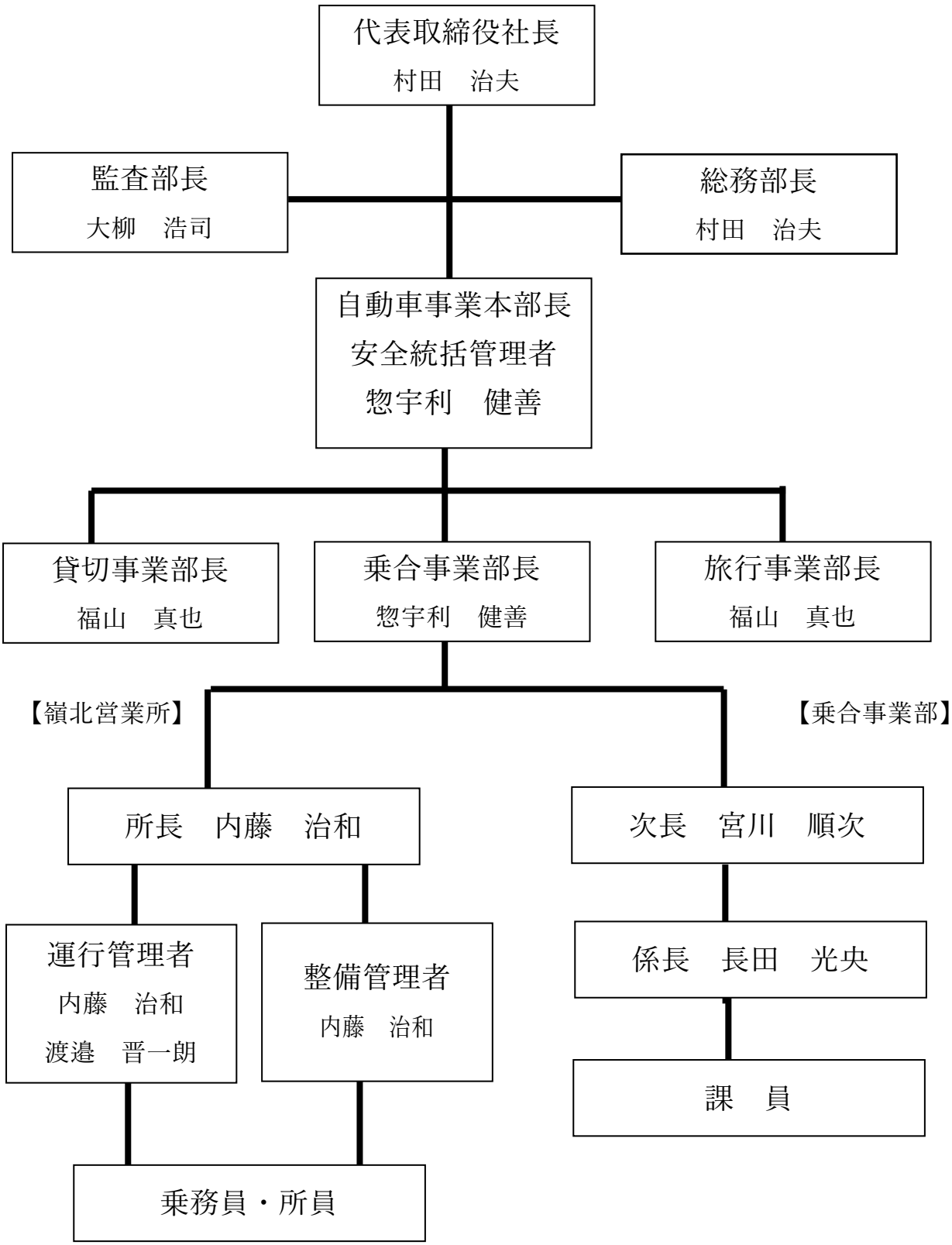

安全管理体制組織図（嶺南営業所）

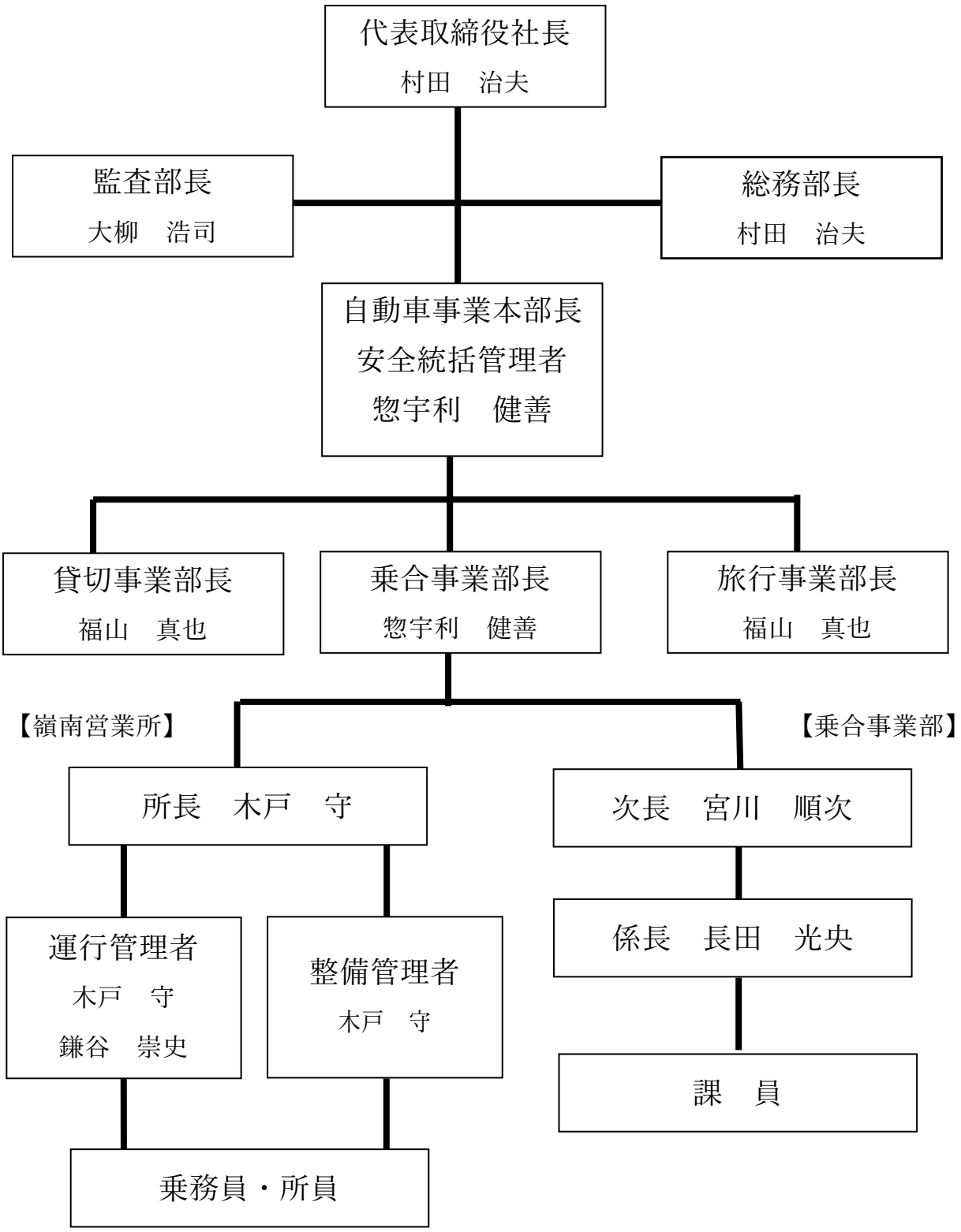

安全管理体制組織図（小浜営業所）

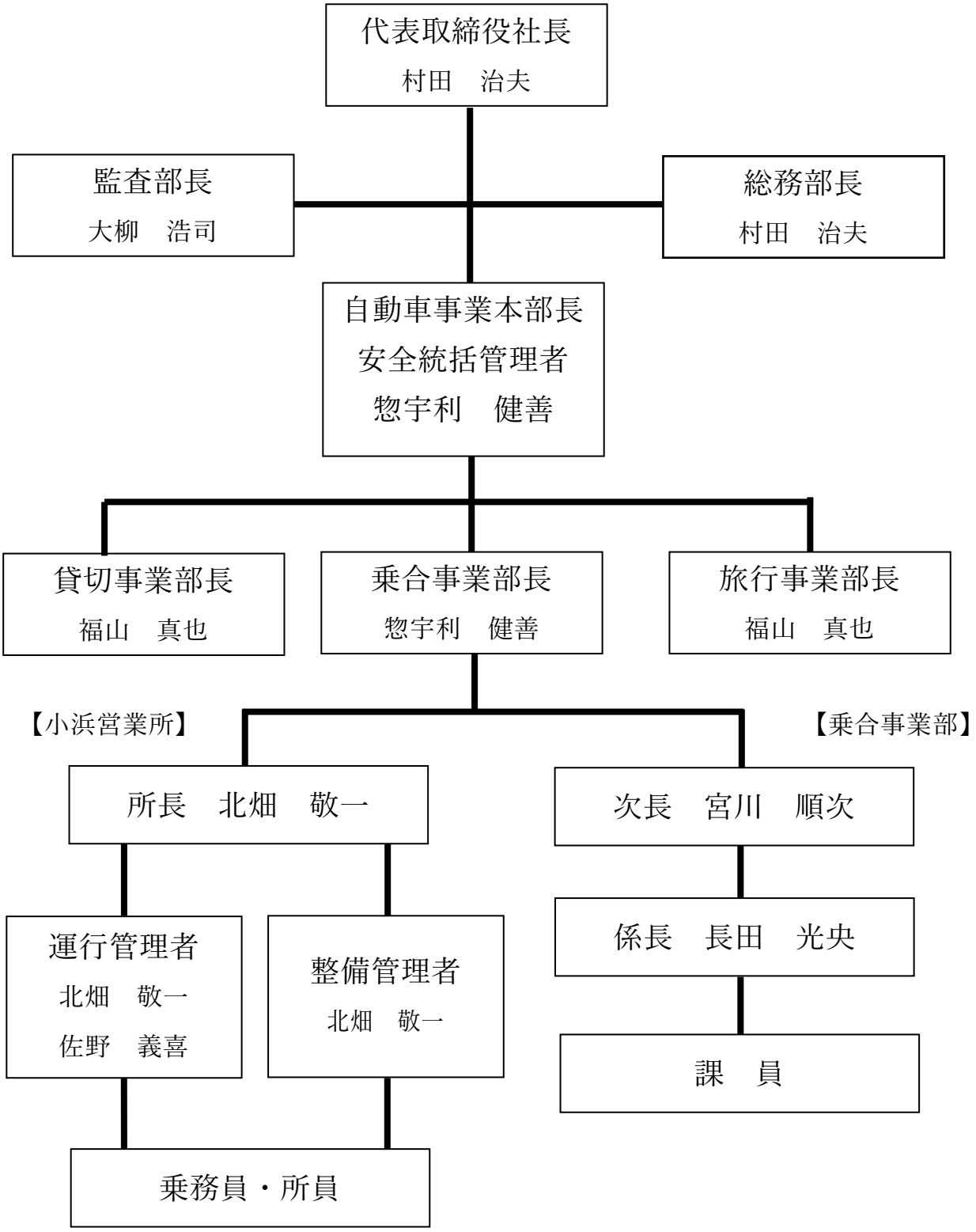

安全管理体制組織図（かれい崎営業所）

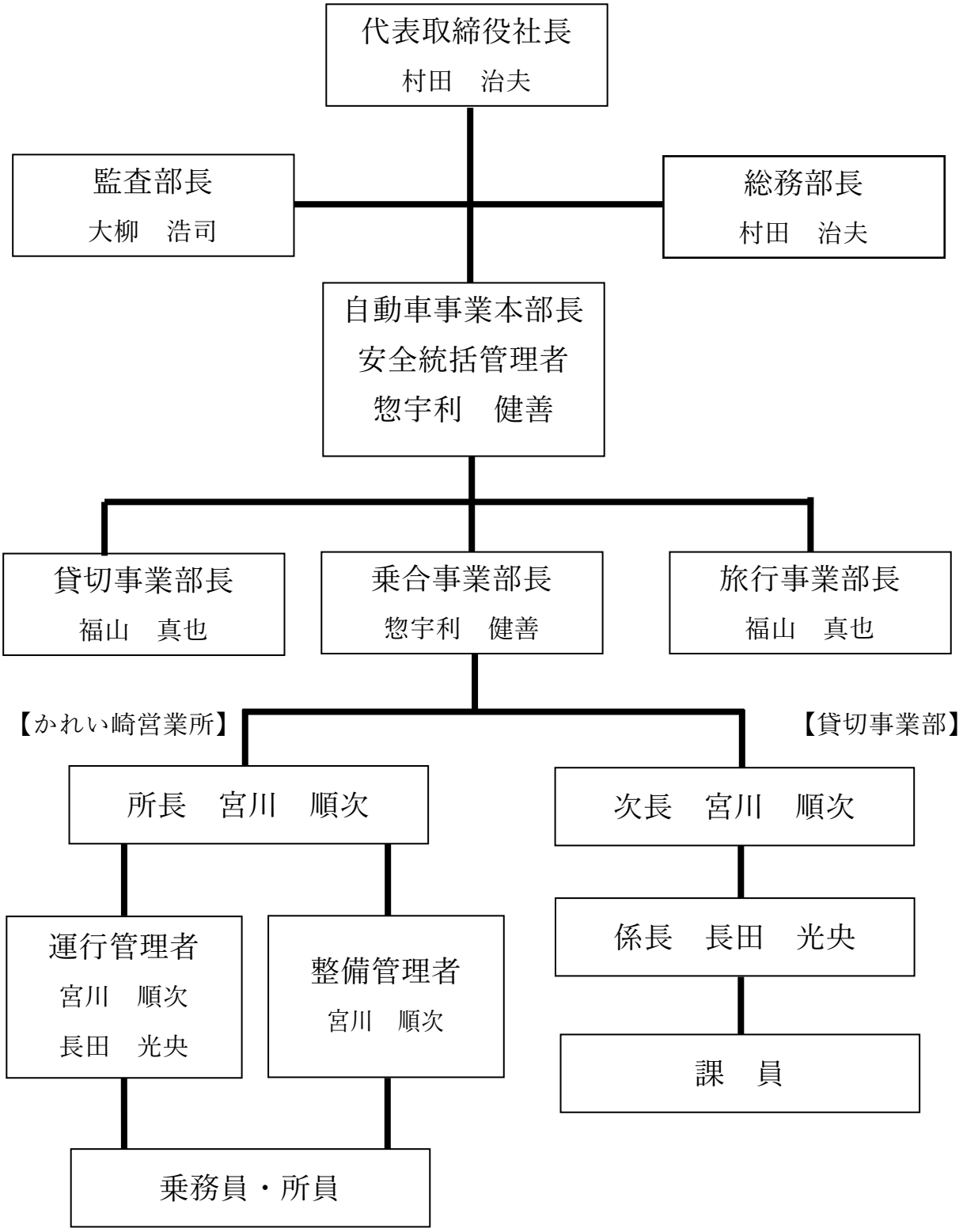

別紙３　【事故、災害時に関する報告・連絡体制】

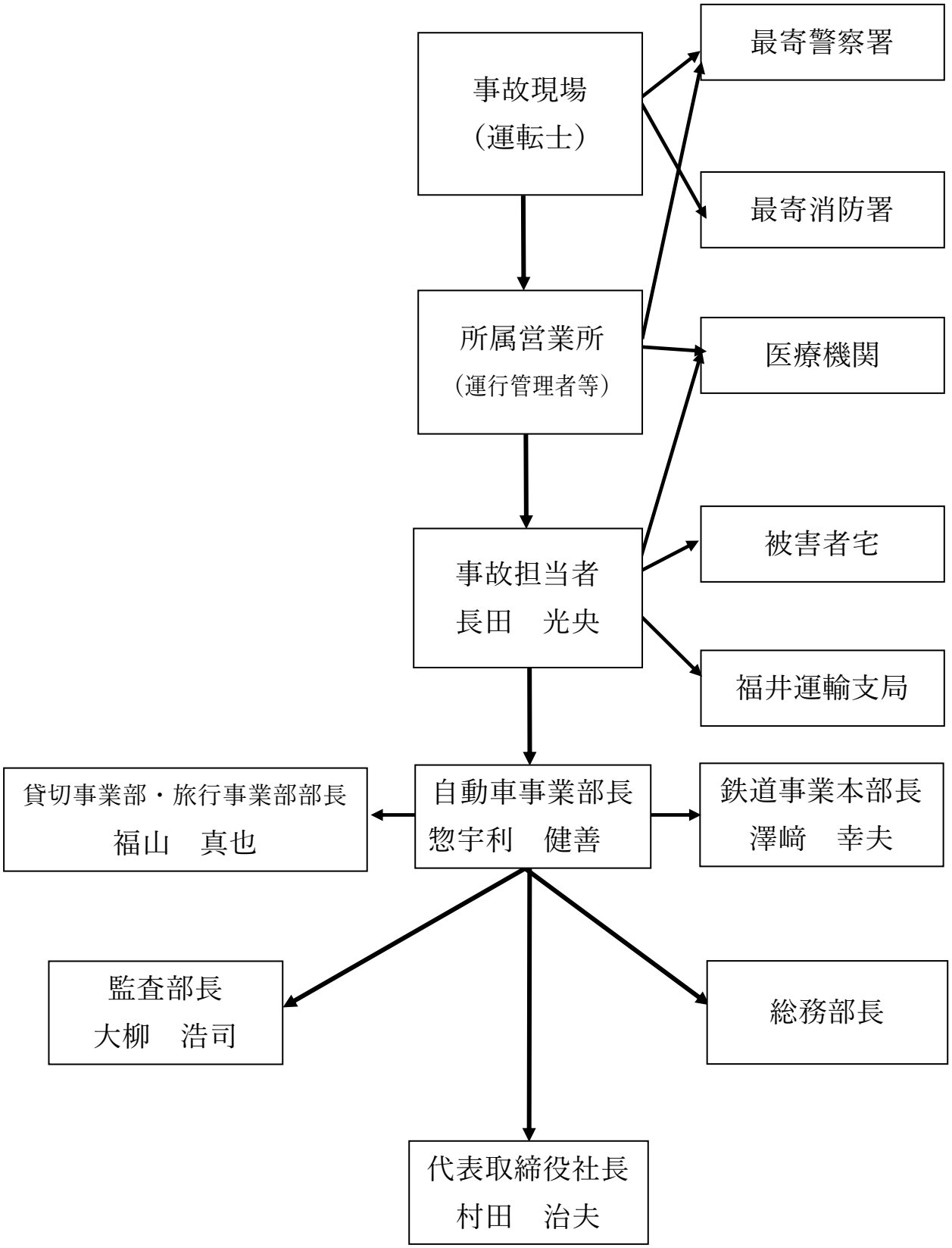

別紙４　【２０２２年度　教育・研修等写真】

２０２２年　教育・研修等

運行管理者講習会

バス運転者講習会

マネジメントレビュー会議

安全管理規程

平成２０年１０月１日制定
令和４年５月２５日改訂

目次

第一章　総則
第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条　本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条　社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根本であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

２　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan　Do　Check　Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。

二　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。

三　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
四　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
五　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画的を策定し、これを適確に実施すること。
２　グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
３　管理の受委託の実施にあたっては、委託者および受託者は相互に協力・連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）
第五条　第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）
第六条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）
第七条　経営トップは、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
２　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
３　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
４　経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）
第八条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
一　安全統括管理者
二　運行管理者
三　整備管理者
四　その他必要な責任者
２　自動車事業部門部課長（以下、部課長等という）は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長・管理所長（以下、所長等という）を統括し、指揮監督を行う。
３　所長等は、部課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所内を統括し、指導監督を行う。
４　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）
第九条　取締役及びそれに準ずる者のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

２　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一　国土交通大臣の解任命令がだされたとき。

二　身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三　関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条　安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一　全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二　輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四　輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。

五　輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六　経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七　運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八　整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九　輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十　その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条　経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十三条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

２　事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

３　安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
４　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）
第十四条　第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）
第十五条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
　また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
２　内部監査の実施にあたっては、内部監査を受ける担当の業務に従事しないが監査を実施する等して、監査の客観性を確保する。
３　内部監査員に対しては、必要な教育訓練を実施する。
４　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、実施する。また、その後フォローアップ監査を実施する。

（マネジメントレビューと継続的改善）
第十六条　安全管理体制全般に関して、少なくとも１年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大事故が発生した際は適宜実施する。
２　前項に加え、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
３　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）
第十七条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規程する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
２　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）
第十八条　本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
２　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
３　前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

（規程の改廃）
第十九条　本規程の改廃は、経営に重要な影響を与えるものを除き、安全統括管理者の権限により行うことができる。

付　則
１．本規程は、平成２０年１０月１日から実施する。
２．本規定は、令和４年５月２５日に改定。